

公益社団法人 浜松東法人会

平成30年度税制改正要望事項

第一 総論

1. 税制改正の背景と経済の現状

わが国の経済は、デフレ脱却と経済再生を最重要課題としてアベノミクスを経済政策に取り組んできた。アベノミクスの本来的な狙いは、金融緩和と財政出動で時間を稼ぐ間に成長戦略を推し進め、成長力を底上げすることだった。成長戦略については、これまで規制緩和や労働市場改革など数多くのメニューが並んだものの、いずれも中途半端で決め手不足という感が否めない。特に私たち納税者の立場から見て歯がゆく感じるのは、アベノミクスが既得権益にどこまで本気でメスを入れるつもりなのか、今だに明確に伝わってこないところである。

例えば、政府は社会福祉法人などを対象に課税強化を検討していたが、税制改正議論において結局は見送ることとなった。他にも所得税の最高税率の引上げや公的年金の支給開始年齢の引上げなど、政治的な配慮から腰砕けとなるケースが目立ち、また「女性の活躍推進」に顕著なように、成長戦略にはスローガンや数値目標は勇ましいものの、中身や財源が伴わない政策が多いという傾向もうかがえる。アベノミクスに対して納税者がどこか冷めているように見えるのは、成長戦略にまつわる曖昧さや空虚さも関係しているのである。

平成29年1月にアメリカ大統領に共和党のドナルド・トランプ氏が就任した。トランプ大統領はT P P（環太平洋パートナーシップ協定）から離脱するための大統領令に署名した。協定の発効には、アメリカの承認が欠かせず、T P P協定の発効に目処が立たなくなった。

今後、日本の通商戦略にも大きな影響を及ぼしそうで、安倍総理は衆議院予算委員会で、T P P協定への理解を粘り強く働きかける考えを示しながらも、「日米間でどのような経済連携の関係が良いか見据えながら議論していきたい」と述べアメリカとの間でF T A（自由貿易協定）やE P A（経済連携協定）の締結に向けた交渉を行うことに含みを持たせた。アメリカとの二国間の交渉になれば、大きな譲歩を迫られることになりかねない為に、あくまでも多国間の経済連携を目指すべきだと要望する。

今後、日本経済の発展は、少子化対策や移民の受け入れなどで人口増加に転じるなど、よほど環境変化がない限り成長期待は生まれないとと思われる。こうした日本経済の構造問題も考慮しながら、成長戦略を推し進めていかなければならない。

2. 税制改正の必然性

平成29年度税制改正で、わが国経済の成長力底上げのため、就業調整を意識しなくて済む仕組みを構築する観点から配偶者控除・配偶者特別控除の見直しが行われた。

所得拡大促進税制の見直しとして、少子高齢化の下で日本経済の持続的成長のためには、収益の増加、賃金・雇用の拡大を伴う成長と分配の好循環を中小企業にもたらすことが重要である。雇用と所得を拡大し、好循環を作り出すための税制措置を実施することで、さらなる経済成長を図るべきである。

日本再復興戦略において、持続的な経済成長に向けた賃金・最低賃金の引上げのための環境整備が必然である。全ての所得層での賃金上昇と企業収益向上の好循環が持続拡大されるよう、中小企業・小規模事業者の生産性向上等のための支援や、取引条件の改善等を図りつつ引き続き賃金引上げを推進するとともに、最低賃金について年率3%程度を目処として名目GDPの成長率にも配慮しながら引上げを要望する。

ニッポン一億総活躍プランとして、強い経済・成長の果実なくして分配を続けることはできない。成長か分配か、どちらかを重視するのかという長年の論争に終止符を打ち「成長と分配の好循環」を創り上げていく。これは日本が他の先進国に先駆けて示す新たな「日本モデル」と呼ぶべきメカニズムである。

今後、アベノミクスの成果を活用し、子育てや社会保障の基盤を強化すべきである。子育てや介護をしながら仕事を続けることができるようことで労働参加を拡大し、潜在成長率の底上げを図るべきである。

成長戦略を進化させ、多様な方々の参加による多様性がイノベーションを通じた生産向上を促し、さらに経済を強くするよう要望する。

第二 基本事項

1. 法人の税負担のあり方

(1) 法人基本税率の引下げ

平成28年度の改正により法人税率及び法人事業税所得割が段階的に引下げられ、平成28年度には国税・地方税を合わせた法人実効税率が29.97%になったが、国際的に見てまだ高い水準にあるため、租税特別措置の整理・合理化等により課税ベースの拡大を考慮しつつ、さらに国際競争力をつけるためにも法人基本税率を引下げ、地方税の負担軽減と併せて、法人実効税率を少なくとも20%台半ばまで下げる必要がある。

(2) 課税ベース拡大への配慮（外形標準課税）

平成27年度税制改正において欠損金繰越控除の見直し、受取配当等益金不算入の見直し、法人事業税の外形標準課税の拡大、租税特別措置の見直しが行われた。大企業を中心としたこれらの施策は法人実効税率引下げの財源確保の観点から、ある程度止むをえないところではある。しかしながら、今後、これらの施策が資本金1億円以下の中小法人に向けられた場合、未だ景気回復の流れに乗れず苦しんでいる中小企業にとって、更に厳しいものとなる。法人実効税率引下げの財源確保は必要不可欠であるが、中小企業に対する課税ベース拡大への十分な配慮を強く要望する。

(3) 中小企業の軽減税率の適用（中小企業優遇税制の確立）

我が国の中小企業は、国の経済構造において重要な役割を果たし、地域経済の大きな担い手となっている。しかし、近年、中小企業は度重なる法人税課税ベースの拡大により、雇用や金融面の問題も含め、極めて不利な立場に置かれている。

また、連結納税制度が導入され、連結納税に伴う税収減を補うための方策として導入された措置も、結果的に法人税の課税ベースの拡大を招き、中小企業にとって不利となっている。

現行の中小企業に対する軽減税率を更に引下げるとともに、長年にわたり据え置かれている軽減税率適用の所得限度額800万円を1,600万円にまで引上げるなど、担税力の弱い中小企業への配慮を要望する。

また、軽減税率については、平成29年度改正において、15%への軽減税率が平成31年3月31日まで適用期限が2年間延長されたが、これを恒久的な引下げとすべきである。

(4) 同族会社の留保金課税の全面的廃止

中小企業の体質強化の阻害要因となってきた「同族会社の留保金課税」は、平成19年度の税制改正で資本金1億円以下の企業は対象外とされたが、中小企業にとっての外部資金の調達は依然として難しく、内部留保が柱となっている。中小企業の財務体質を強化する観点からも全面的に廃止することを要望する。

(5) 特別法人への課税の適正化と特殊法人の見直し

特別法人への課税は、本来、活動の実態に応じて課税すべきものである。公益法人等に対する調査、指導を適切かつ厳正に行い、課税の適正化を一層図るよう要望する。特に、官僚の天下りや税金の無駄遣いの温床となり易いと判断できる特殊法人は、直ちに廃止する等の措置を断固要望する。

(6) 交際費課税の損金算入

交際費等の損金不算入については、平成28年度税制改正により、交際費の中小法人に係る損金算入の特例（定額控除限度額800万円）について適用期限が2年延長されるとともに、交際費の額のうち飲食のために支出する費用の額の50%が損金の額に算入できること（大企業にも適用）のいずれかを選択適用できるようになったが、そもそも交際費は中小企業のみならず全ての企業の活動にとって必要不可欠な経費であり、経営上の経費性を否定することは誤りであり、抜本的な見直しが必要である。

直ちに廃止できない場合は、資本規模に関係なく一定の損金算入を認め、現在の損金算入限度額を大幅に引上げるよう要望する。また、慶弔費用は、交際費とは別に損金算入を認めるべきである。

また、この損金算入の特例は、本則に戻すべきである。

(7) 減価償却制度の改善

a. 平成19年度、平成21年度、平成23年度、そして平成28年度と度重なる税制改正により課税が強化されてきたが、益々加速する技術革新、激化する国際競争に対抗するため、耐用年数を国際的水準に合わせて更に短縮するとともに、分類についても更に簡素化するよう要望する。

また、同じ耐用年数での償却率が数種類混在する。定額法への一本化も検討されており、結果として事務処理の煩雑さを増し、ソフトウェアの更新など新たな費用負担も発生している。

- b. 次に、少額減価償却資産の損金処理限度額30万円未満を資本金にかかわらず50万円に引上げ、恒久的な税制とともに、損金算入額の上限（合計30万円）の枠を廃止または拡大し、制度を本則化することを要望する。
また、簡素化及び徴税コストの低減のためにも、一律30万円未満を少額減価償却資産とし損金算入とすることを要望する。
- c. 平成28年度改正により、建物付属設備・構築物について、定率法が廃止され、定額法に一本化された。本改正は時期尚早の感があり、せめて耐用年数の短縮化を要望する。

(8) 役員給与および役員賞与の取り扱い

- a. 役員給与は原則損金算入とすべきである。現行制度は役員給与の損金算入が限定されており、特に報酬等の改定には厳しい制約が課されている。役員給与は、本来職務執行の対価であり、原則損金算入できるよう見直すべきである。
- b. 会社法では、役員賞与は職務執行の対価として株式会社から受取る財産上の利益として役員報酬と統合され「報酬等」に統一されている。また、企業会計基準第4号「役員賞与に関する会計基準」では「役員賞与は、発生した会計期間の費用として処理する」とされている。よって、会社法・企業会計基準に従い、役員賞与は損金算入できるよう改正すべきである。

(9) 自然災害等に備えた税制の確立（法制化）

全国で地震・風水害・雪害等による被害が多発している中で、平成26年度改正で耐震改修投資促進税制の創設がなされたが、不特定多数の者が利用する建物等に限定されており、全ての企業の防災事前対策費用、安全対策費用（防災改修、食料品備蓄、発電装置、飲料水再生装置等）につき即時償却または税額控除等の優遇税制措置の創設を要望する。

(10) 寄付金の損金算入限度について

平成21年度の税制改正において、特定公益団体等に対する寄付金の損金算入限度額の所得基準について若干の改定が行われたが、引き続き次を要望する。

- a. 開発行為に伴う資産の無償提供を寄付金で処理する場合、繰延資産として処理することになっているが、行政上の要請により協力するものであり、一括損金処理を

認めること。

b. 寄付金については、高齢化や環境問題への対応、芸術文化活動への支援などで、企業の果たす役割はますます重要性を増している。このため指定寄付金の認可条件を緩和するとともに、一般寄付金の非課税枠の拡大を求める。

また、少額な寄付金（3万円以下）は全額損金として認めること。

c. 特定公益団体に対する寄付金は一般寄付と区別し、損金算入できるようにするとともに、公共的な団体に対する寄付金は、指定寄付金と同様な取扱いとすること。

(11) 支払配当金の二重課税の排除

配当については、現行の配当控除制度で法人税と所得税の二重課税の調整が行われているものの不十分であり、さらなる見直しを要望する。

(12) 適用額明細書の廃止

「租税特別措置」についてゼロベースからの見直しが行われ、整理統合が進められるようである。その「ふるい」にかける為に、租税特別措置透明化法を制定し適用額明細書の添付義務を事務効率化のため廃止するよう要望する。

(13) 大法人の子会社に対する中小特例の見直し

大法人の100%子会社の税制上の取扱い（中小特例の適用）について見直されたが、雇用延長策や雇用確保策の点からも除外するのは不適当であり、特例措置適用とすることを要望する。

(14) 中小企業経営強化税制の見直し

平成29年度の税制改正で、「中小企業経営強化税制」が創設された。この制度は「中小企業等経営強化法」の認定を受けた企業で、生産性を1%以上向上させる「生産性向上設備」あるいは投資收益率年5%以上の投資計画に必要な「収益力強化設備」への投資を行った場合、即時償却または法人税額7%（個人事業主が資本金3,000万円以下の企業は10%）の税制措置をする。

しかし、その要件を満たすには、経営力向上計画を策定するなどの労力や諸費用もかかるので、すべての中小企業が経費を使わずスムーズに利用できるよう要望する。

2. 所得課税のあり方

(1) 税率構造の見直し

税率構造は平成27年度以降分から7段階構造となつたが、累進税の構造はそのままで、税率も諸外国に比べ高率であり、依然として中間所得者層には重税感がある。

課税ベースを広げ、累進構造を是正し、適用税率を見直しすることを引き続き要望する。

また、国・地方合わせた実効税率は50%以内にすべきである。

(2) 課税最低限

課税最低限は依然として主要諸国と比較し高く、非納税者の国民全体に占める割合も年々高くなつてきている。国民全般に税に関心を持たせ、税の公平性を保つ意味からも課税最低限度額を引下げるとともに、パートやアルバイト収入に対しても源泉課税を行う等の「広く、薄く、公平な」税制を実現すべきと考える。

これにより現行比不利益となる低所得者層については、別途、社会保障面での対応を考慮することを提案する。

(3) 総合課税化

税の公平・中立・簡素の三原則から鑑みれば、最終的には総合課税化を目指すべきであり、総合課税の下に累進課税とすべきである。現行の「上場株式に係る配当所得」、「株式等に係る譲渡所得等及び先物取引にかかる雑所得」等については分離課税とされている。さらに、金融課税一体化等が進められている。しかし、これらは総合課税への道のりの過程であり、所得税は担税力に応じて税負担を分かち合うといった原則から考え総合課税とすべきである。これらの分離課税は国・地方合わせて20%と総合課税の国・地方合わせた最高税率55%に比べ低い。分離課税適用の高額所得者にとっては、非常に有利な課税方法である。

以上により、分離課税ではなく総合課税を目指すべきである。その実現のために、N分N乗方式、2分2乗方式への移行やマイナンバー制度等の基盤の確立を急ぐべきである。

【参考】N分N乗方式

課税単位を家族単位とし、家族の所得を家族の人員で分割し、その分割後の所得に累進税率を適用し、その税額を合計します。子どもが多いほど税率が低くなり、税負担

が軽くなります。これを有効にするには、累進税率の刻みを工夫する必要があります。

(4) 少子・高齢化社会に備えた環境整備と税制の再構築

a. 配偶者控除の見直し

配偶者の働く時間を増やし人手不足を解消するため、配偶者控除の見直しがされ、配偶者の給与収入が今の103万円以下から、平成30年1月より150万円以下に引上げられる。

しかし、納税者本人の勤め先の扶養手当の支給基準が103万円の場合は手当がなくなってしまう。また、給与収入が130万円（従業員501人以上の会社は106万円）を超えると社会保険に加入し、保険料を支払わなければならなくなる。そのため、配偶者は扶養から外れると実質手取りが減ってしまうので、扶養の範囲内で働くと考える人がいると思われる。また、配偶者が働く時間を増やしたくて、企業が社会保険の加入は負担になるため働く時間を制限することもあるので、今後税制だけでなく、企業・社会保険を含めた改革を要望する。

b. 「子育て支援控除制度」の創設

先般、子ども手当（現行の「児童手当」）の支給に併せて年少者扶養控除が廃止されたが、特に少子化対策に効果があるものについては、子育て期間中の養育者控除を新設すべきであり、思い切って税額控除を行う等の教育や育児に関する新しい斬新的な制度の創設を要望する。

また、児童手当を廃止して、保育費用・学校給食・子どもの医療費等の無料化や出産費用の全額国負担、全国の保育施設の充実による保育待機児童対策などの環境整備を優先すべきである。

また、親子二世代以上の同居家族世帯に対する特別な控除など、子育てと親の介護がしやすく家族の絆が深まる環境を促進する制度の創設を要望する。

c. 近年、子供の貧困率が増加し、17歳以下の子供の6人に1人が貧困状態にあると言われている。子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、全ての子供たちが夢と希望を持って成長していく社会となるよう、子供を持つ低所得者世帯に対する税制上の優遇と、教育や生活等における経済的支援の拡充を要望する。

d. 低所得者による奨学金返済に係る税制優遇措置の創設

低所得者世帯の子供が奨学金により学費等を貯め修学したあと、働きながら奨学

金の返済をしていく必要がある。ただ、低所得の中から奨学金の返済をするために生活が苦しくなっているケースも少なくない。一定の所得以下の勤労者に対しては、奨学金返済相当額を所得控除できるような税制上の優遇措置の創設を要望する。

e. 公的年金課税制度の改善（高齢化社会に備えた税制）

定率減税の廃止など個人所得税の重課税傾向が強まっている。特に公的年金を受給している高齢者にとって、老年者控除が廃止され、年金課税や後期高齢者医療制度など、ここ数年、高齢者への課税強化、負担増が目立っている。

公的年金受給者については公的年金以外の所得金額を重視し、公的年金以外に所得の無い者や少額な者については控除額を大きくしたり、一定水準額以下の年金は非課税にすることに加え、また高齢化の伸展に伴い介護老人等が確定申告を行うことが困難な場合が生じていることについての配慮を求める。

反面、多額の収入を得ている者には応分の負担を求める等、年金所得に対する控除について見直しを行うべきである。特に高額な公的年金受給者 410万円以上の控除は 140万円を上限とするよう要望する。

さらに遺族年金は遺族の生活のために非課税所得になっているが、65歳以上の老齢厚生年金の人との不公平感がある。65歳以上で受給する遺族年金は課税所得にするべきである。

また、年金制度改革の対象とならない年齢層をなくすなど、既得権者だけが有利になるようなことのないように配慮して欲しい。

(5)自然災害等への対策を講じた場合の税制上の優遇措置

法人税の項でも述べたが、個人の場合でも同様なケースが生じる訳であり、自然災害に対する予防・安全対策を講じた場合は、その対策等に要した費用に対して雑損控除の枠を拡大する等の税制上の優遇措置を講ずるよう要望する。さらに、災害にあった場合については、雑損失のうちの災害により生じた部分は繰越控除に期間を無制限もしくは 30 年とすべきである。

(6)住宅関連税制の改善

平成 27 年より住宅ローン減税の拡充・延長がなされたが、住宅購入は税制に合わせて購入するものではなく、個人のライフステージに応じて購入するものである。まずは、本制度の本則化を図り、制度自体を再構築すべきであり、特に控除期間については、一般の住宅ローンの借入期間に合わせ 20 年とするよう要望する。

(7) 二重課税の全面的廃止

株式配当課税や酒税、そして揮発油税等において現行の税制度では二重課税となっている部分が極めて多い。経済活性化等の観点からも税制度全般を見直し、二重課税を全廃し、個人の消費意欲を喚起すべきである。

(8) 復興特別所得税について

平成23年度改正により、東日本大震災からの復興財源として復興特別所得税が、平成25年分から25年間に亘りすべての所得税額の2.1%相当額を課税されることになった。25年間はあまりにも長すぎるものであり、より短期間の“復興”に対応した課税方法に改めることを強く要望する。また“復興”とは結びつかない使途が不明確なものは取りやめ、厳格に使用することを要望する。

(9) 不動産譲渡損失の損益通算の復活

平成16年1月1日より居住用以外の土地建物を売却した際に生ずる損失については、損益通算が認められなくなったが、不動産の流動化にとって一層悪い影響を及ぼすこととなる。損益通算の復活を要望する。また、繰越控除も認めるよう要望する。

(10) 不動産所得の負債利子の損益通算の復活

不動産に係る負債利子については、不動産所得の計算上生じた損失がある場合は、他の所得との損益通算が認められないこととなっている。この取扱いはバブル期の特別措置として設けられたものであり、納税者に不利益を強いるものである。
損益通算の復活を要望する。

3. 相続税・贈与税制のあり方

相続税は、米国をはじめ西欧諸国を中心に廃止の傾向にある。

平成25年度税制改正にあるような相続税の課税強化の方向性はもとより、わが国の相続税制が今後も現行のまま推移すれば、国内財産の海外へのシフト、即ち国内財産の空洞化を招くこととなるので、廃止することを要望する。

(1) 相続税の課税強化の見直し

平成25年度税制改正（平成27年1月施行）において、基礎控除額の大幅な引下げ等相続税の課税強化がなされたが、主要先進国とほぼ同水準の現行水準から、むしろ基礎控除額の引上げを要望する。

(2) 事業承継税制の法制化

現在の我が国の事業承継税制は、欧米諸国に比べ未だ不十分なため、相続・贈与時に、日本経済の担い手である中小企業にとって、存続に関わる大きな問題となっている。

平成27年度税制改正により事業承継の要件緩和がなされたが、これら緩和後の要件であってもまだまだ不十分であり、中小企業の厳しい経営環境から見て極めてハードルが高い。国際競争上、事業資産について原則非課税としている欧米諸国と勝負にならない。よって、欧米諸国と同様、事業承継に係る事業資産は非課税とすべきである。

全面非課税となるまでの間、以下の点について見直しを求めるとともに、相続税とは独立した欧米並みの事業承継税制を早急に法制化することを強く要望する。

- a. 非上場株式の課税価格は、事業承継にとって大きな足かせになっており、当面軽減税率で対応するのであれば、軽減税率を70%まで引上げるべきである。
また、この軽減措置は小規模宅地の課税価格の特例と選択適用となっているがこれを切り離して、それぞれに適用できるよう要望する。
- b. 発行済み決議権株式の総数の3分の2までの上限があるが、これを廃止して全ての株式を対象とすること。また、相続税の納税猶予利子割合の80%を100%に引上げることを要望する。
- c. 納税猶予を免除する期間が死亡時までとなっているが、5年経過時点での納税猶予額の全額猶予を要望する。
- d. 後継者が複数人いる場合は、猶予対象者を「常勤で代表権を有する者」まで拡大し、複数人での承継を認めることを要望する。
- e. 親族外承継について認められたが、相続税の申告方法が従来のままであれば、遺産内容をすべて親族以外の第三者に知られることとなるので、相続人との調整措置を設けることを要望する。

(3) 非上場株式の評価について

事業承継における問題点を踏まえ、平成20年度までの非上場株式の評価制度を復

活させる必要があると考えられる。この制度を復活させた上で、従来の10%評価減方式を80%以上評価減に拡大させるとともに、適用要件のうち発行済株式等の総額20億円の上限の緩和、同族関係者の株保有割合50%以上の緩和等、同族色の少ない非上場会社も対象になるような改正を従来の制度に施し、今回の納税猶予制度と並立させてどちらかを選択できるように、制度の拡充を図るよう要望する。

(4) 相続時精算課税制度について

平成15年度の税制改正で相続税・贈与税制において、その一体化と税率の若干の引下げが実現したが、この一体化措置は現行制度との選択制になっている。

生前贈与とはいえ死亡時に改めて相続額に組込まれるので、相続時精算課税制度を選択した場合は、その都度申告しなければならない。

生前贈与の円滑化のためには、更なる税率の引下げと贈与段階で納税が完了するように手続を簡素化すべきである。

また、複数年にわたり利用できる2,500万円の非課税枠を引上げるべきである。従来方式での基礎控除額であっても、居住用等の使用目的によって基礎控除額を増大させれば、一層贈与が促進されるのではないかと考える。

本制度活用促進のため、相続物件の評価につき相続時かあるいは採用した時かのいずれか評価額が低い方を選択適用できるように要望する。

4. 地方税制のあり方

(1) 地方自治体の課税自主権の拡大に伴う監視の強化

政府の“三位一体改革”により、地方自治体の課税自主権が拡大していくことは確実である。まず、税源の移譲を皮切りに地方分権改革はスタートしたが、舵取りを誤ると地方行政の肥大化、ひいては地方財政の破綻という最悪の事態も考えられる。

については、これから的地方の行・財政状況の変化、特に地方分権一括法により制度化された法定外目的税の運用等について、世論とともに、監視し或いはあるべき姿を提言できる利害関係のない第三者機関設立を提案する。

(2) 土地等不動産にかかる流通課税の見直し

地価の下落は保有資産の目減りをもたらし、不良債権処理を困難にする等企業経営に悪影響を及ぼし、景気回復の足かせとなっている。かかる経済状況下では、経済波及効果の高い不動産市場の流動化が不可欠である。過重な譲渡所得税を軽減することや、登録免許税、不動産取得税、消費税等の流通にかかる課税を廃止または大幅に軽

減することが必要である。また、農地法、市街化調整区域の線引や建築基準法の諸制限等土地税制に絡む要件は、極めて複雑となっている。

特に、農地面積は減少しているにも拘わらず、耕作放棄地は増加している。

よって、固定資産税を含めた不動産に係る税制全般について、総合的かつ抜本的な見直しを要望する。

(3) 固定資産税の見直し

行・財政改革は、国に限ったことではなく、当然、地方においても断行されなくてはならない。

このことを前提として、引き続き次を要望する。

a. 平成19年度に法人税の減価償却方法が改正されたが、固定資産税においては「固定資産評価基準」を用いており、二重管理となっている。特に、特別償却・割増償却制度の適用及び評価額の最低限度額については、法人税と同様に扱うことを要望する。

b. 固定資産税の標準税率を1%とするとともに、建物の減価償却を認め課税標準を引き下げる。また、再建築価格方式によって行われている家屋の評価については、建築後の年数が経過しても評価は下がらないという問題があるので、家屋建築後の経過年数に応じた評価法に改めるなど、税負担の軽減策を要望する。

c. 固定資産税は、土地の利用収益力に基づいて課税されるべきもので、土地の担税力に着目する税ではない。長年に亘り地価が下落傾向にあるにもかかわらず負担調整との名のもとに課税の基礎となる評価額が実際の取引価格を上回る事例が多い。

よって、評価方法を収益還元価格で評価するとともに、税率を軽減することを要望する。

d. 新築住宅で耐火構造または準耐火構造の物件については、新築後3年間から5年間家屋の固定資産税が2分の1となる特例があるが、優れた耐震性のある住宅についても、同様の軽減措置を要望する。また、同制度の恒久適用化を要望する。

e. 住宅の購入または新築にかかる不動産取得税の廃止を要望する。直ちに廃止できない場合は、当面、建物評価からの控除額を2,000万円に引き上げ、免税点を土地については200万円、建築家屋1戸については400万円とすること。

また、中古住宅についても、不動産取得税及び固定資産税を軽減するとともに、交換及び災害による代替取得も不動産取得税の減免規定を設けること。

f. 本来都市計画税は、都市計画事業、土地区画整理事業に要する費用に充当するため、都市計画区域として指定された一部区域内に所在する土地、家屋について課税されるべきであるが、実態は納税義務者に一律かつ恒久的に課税され、固定資産税の一つとなっている感がある。よって、都市計画税の存在意義はなく廃止すべきである。

g. 平成18年度に耐震改修促進税制が創設され、住宅について一定の耐震改修工事を行った場合、固定資産税が減額されることになった。同制度については、対象建物を住宅以外にも拡大するとともに、適用要件を緩和し、適用期間を延長して、更に利用し易い制度に改善することを要望する。

h. 固定資産税の評価額が時価とかけ離れないよう、評価見直しを3年に1回ではなく2年に1回程度にすることを要望する。また、評価基準を現行の70%から従来の50%に戻すことを併せて要望する。

(4) 債却資産に関する固定資産税の廃止

諸外国には例が少ないことを踏まえ、企業の国際競争力を削ぐことがないように、債却資産の固定資産税廃止を要望する。

なお、廃止されるまでの間は、国税と同水準の免税点への引上げ、30万円未満の少額資産を対象から外すこと及び備忘価格（1円）までの償却を認めるよう要望する。

(5) 地方独自課税（外形標準課税）のあり方

地方独自課税の拡大、特に、外形標準課税は、既に応益負担として法人住民税や法人県民税の均等割、固定資産税、事業所税、超過課税等を負担しているにもかかわらず新たに課税され、企業にとって二重の負担となっている。

また、赤字企業やベンチャー企業、黒字とはいえ収益力の低い中小企業にとって固定費の負担増となり、経済活力の向上を阻害する要因となっている。

税額算定の基礎に人件費を含めることなども含め、安易な税収確保を求める姿勢には賛同できない。

まず、二重課税廃止の明確化、地方自治体の独自課税への規制を前提に、地方税制の抜本的見直しを行うべきであり、特に、問題点の多い外形標準課税は廃止すべきである。

万能を得ない場合でも、対象資本金の額を会社法の大会社の定義に合わせ5億円以下に引上げるべきである。また、いかなる場合であっても、70%を超える企業が赤字経営に悩んでいる資本金1億円以下の企業（申告所得100億円超を除く）

にまで拡大することは、断固、阻止すべきである。

(6) 地方税体系の簡素化と徵税・納税手続の国税との一本化

地方税体系は、極めて多岐にわたり複雑で分かり難い。まず、地方税体系を見直し、整理し、分かり易い体系とすることを要望する。

また、申告・納税及び徵税手続を簡素化・効率化するとの観点から、消費税制で既に実施しているように、地方税を国税の付加税として申告及び徵税手続を一本化すべきである。直ちに一本化できない場合は、まず、県民税と市町村税を一本化しソフトランディングさせ、その後で国税と一本化することも止むを得ないと考える。

将来的には社会保険料の徵収を含めてすべてを一本化できれば、担当者の専門職化が一層促進され、職員数の削減等により更なるコスト削減効果が期待できる。

(7) 非上場株式の少額配当への住民税課税の廃止

平成15年度の税制改正において、非上場株式の少額配当に係る住民税の所得割について非課税措置が廃止された。従来、少額配当は非課税で申告不要であったものが、住民税については自分で申告納税しなければならなくなつた。

このような税制は個人に負担を強いるものであり、直ちに廃止すべきである。

(8) 事業所税及び超過課税の廃止

事業所税の床面積比例部分は、固定資産税と重複する等二重課税の性格が強くなつており、事業所税は全面的に廃止すべきである。事業所税の廃止に至る迄の間は、少なくとも免税点方式を基礎控除方式に改め、延納制度を認めるべきである。

また、特定の企業を対象に課税する超過課税については、これまでの道路整備などではなく、当初の徵税目的であった地震（津波）対策に限定すべきであるが、道州制推進の阻害要因ともなるので、早急に廃止することを強く要望する。

さらに、市町村合併による新たな課税地域については、本来の趣旨から考えて対象から除くべきである。

(9) 自動車重量税の廃止

道路特定財源の廃止により課税根拠を喪失しているにもかかわらず、自動車取得税と消費税、保有時における自動車重量税と自動車税（または軽自動車税）と二重課税になっている。消費税10%適用時に自動車取得税は廃止されることが決まっているが、自動車重量税についても廃止することを要望する。

5. 消費税制のあり方

消費税率の引き上げについて項目別に次の通り要望する。

(1) 消費税引き上げに伴う対応措置について

平成28年度税制改正により、消費税率引き上げに伴う低所得者対策として軽減税率の導入を含めて平成29年4月から適用税率10%への引き上げが予定されていたが、2年半延長し平成31年10月から引き上げることとなった。

しかし、軽減税率は事業者の事務負担が大きいうえ、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多く、税率10%程度までは単一税率が望ましい。

したがって、インボイスについては、単一税率であれば現行の「請求書等保存方式」で十分対応できるものと考えるので、導入の必要はない。また、低所得者対策は現行の「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当である。

(2) 外税方式について

表示方式については、現在「内税方式」（総額表示）と「外税方式」に併用が認められているが、中小事業者にとって消費税の引き上げに伴う販売価格への転嫁は非常に困難であることから、納税者の税意識を向上させることと消費税額の明確化のため「外税方式」への切り替えを要望する。また、価格転嫁ができるように、政府からの国民への周知徹底や行政指導の強化などを強く要望する。

(3) 住宅取得の際の適用について

個人が一生に一度あるかないかの買い物に対して、消費税率の引上げは大変な負担を強いるものである。特に裾野の広い住宅産業ということを考慮すれば、一歩間違えれば景気回復の足を引っ張る懸念もある。個人がより良質で安心・安全な住宅に住めるよう、一定の条件を満たした居住用小規模住宅を購入、または新築する場合は消費税を支払った後、還付申告により一定割合を還付する税制面での優遇措置の導入を強く要望する。

(4) 適用税率10%への引き上げに伴い消費税の滞納が大幅に増えることが懸念される。

この消費税の滞納を防止するためには、年12回分割納付方式を取り入れるなどの施策を要望する。

6. 印紙税の廃止

取引のグローバル化や電子取引の進展（IT化）等に伴い、事務手続を含めた税制全般について見直す必要性が生じている。

特に印紙税は、電子商取引の出現により課税客体である文書が無くなる訳であり、次第にその存在意義を失ってきている。平成26年度より一部印紙税の軽減措置が拡大されたが、海外での契約書の作成調印やネット取引による印紙税の節約傾向が強まるなか、印紙税は廃止すべきと考える。

全面廃止までに、文書課税は即刻廃止することを要望する。

7. 道州制の採用

国および地方自治体はいずれも極めて厳しい財政状態にあり、これを再建・健全化するためには、財政支出の削減、国・地方議員の削減、行政機構の簡素化、行政の民間への委譲等、所謂“小さな政府”的の実現が必要であるが、いずれも大胆な大改革を断行しなければ実現不可能である。

その一案として、昨年に引き続き『道州制』の採用を提案する。

全国の市町村の合併を推進し、全国を8から10の州（ブロック）に分け、都道府県を廃止して徴税の中心を州（ブロック）とする。そして地方に権限と財源を移譲し、政府は外交、防衛や教育、金融政策などに特化すれば、国と地方による二重行政の弊害を解消し、少なくとも同一業務を重複して担当する公務員を大幅に削減することができる。歳出の削減は勿論、地域的不均衡も是正され、“小さな政府”的の実現が可能となる。ハードルは高いが、今こそ思い切った行・財政改革の柱として取組むべきである。なお、道州制への移行を視野に、国から地域の事情をよく知る自治体に財源と権限を移譲すべきである。

8. 環境税のあり方

環境問題は、分野的にも地域的にも広汎かつ多面的な関連を有する問題であり、その税制上の対応については急に論ずる問題ではない。従って社会トータルの問題として、環境問題個々の状況に応じて、幅広く慎重に検討すべきものと考える。環境税制について論ずる前に、環境の良化や保全に貢献するためとした経費を損金

損金に算入できる措置や補助金の支給または助成する措置を考えるべきである。

また、平成24年度税制改正に組み入れられたが、地球温暖化対策のため石油石炭の税率の上乗せについては、暫定税率が残っている中での適用であり、暫定税率を含め廃止すべきである。

9. マイナンバー制度の運用

マイナンバー制度は、納税者の所得及び資産を把握するためには効果的な制度である。特に、利子所得、配当所得及び有価証券譲渡益の源泉分離課税から総合課税への移行時などの資産課税税制の一本化や社会保険料の徴収において、当局にとって極めて効率的かつ有効な制度である。

平成28年1月からマイナンバー法の下で利用が開始されたが、新たな番号制度の導入にあたっては、各行政上の既存番号制度との統合を図るなど、効率化を図るべきであり、単純な増設的制度導入は避けてほしい。

しかし、本制度は単に税制にとどまらず、導入・運用費用の増加、国内資金の海外シフト等の懸念に加え、個人情報の保護等、国民生活に影響を及ぼす大きな問題を孕んでいる。運用にあたっては、関係省庁は決して縦割組織で対応することなく、省庁間の連携を密にした横割組織で対応することを強く要望する。

また、マイナンバー制度で得られた情報は公的機関が保有するのみとし、民間への転用は禁止し、様々な情報と状況を国民に対して十分な広報活動を実施し、情報漏洩に関しては万全なセキュリティ対策を講ずることを要望する。

10. 電子申告・納税制度のあり方

平成16年度から開始された電子申告・納税制度は、企業や税務当局にとって事務効率の改善等につながる有益な制度であり、"e-Tax"については、かなりの伸展が見られている。

しかし、ユーザー側にとっては、いまだ情報管理やシステムに係るセキュリティの問題や初期投資費用の問題等に加え、取扱方法を新方式へ変える抵抗感等が絡み、当初計画通りに伸展していない部門がある。

電子申告・納税制度を一層推進するためには、国税申告において地方税を含めた申請が望ましいが、技術・作成書式等の調整が必要である。また、金融機関の税金

納付に係る手数料を無料化する等の措置が必要である。特に、利用した場合は、法人・個人を問わず税額控除を行う等の何らかのインセンティブを与える施策が必要と考える。

1.1. 企業会計と税務会計、国税と地方税、税法とその他関連法令との乖離是正

企業には企業会計と税務会計があり、それぞれの取扱上の相違から極めて複雑な会計処理が要求されており、また近年、時価会計や、税効果会計の導入により、その乖離は一層大きなものになっている。

また、上場会社においては国際財務報告基準（IFRS）を求められる企業が増えている一方、金融商品取引法基準の有価証券報告書と合わせて開示が必要となり、企業の事務負担や会計処理の煩雑さがますます増大している。

企業経営の健全化、事務負担の軽減及び企業会計と税務会計等の図れる乖離是正の観点から、国・地方などの官庁縦割組織による法制化姿勢を是正し、企業会計並びに国際財務報告基準、税務会計の整合性を図れるような関連法令の改定を要望する。

第三 個別項目

1. 法人税

(1) 交際費について引き続き、次を要望する。

a. 社会慣習上、その支出を避け難い慶弔費や贈答費、社会通念上相当と認められる冠婚葬祭等に係わる金額（1件3万円程度）は交際費の課税対象から除外すること。

また、飲食費の少額控除額5千円を1万円に引き上げること。

b. 新社屋落成式、会社創立記念行事等の招待費用の交際費計上に際し、祝金や会費等の収入金額は、税務上の交際費から減算できるようにすること。

(2) 引当金の損金算入について

a. 役員及び従業員の退職給与引当金の復活について

法人税法では退職給与引当金及び適格年金制度を廃止する一方、所得税法では退職金に対する手厚い非課税枠を設けるなど、取扱いにミスマッチが見られる。企業負担を軽減するとの観点から、退職給与引当金の復活を強く要望する。

b. 賞与引当金の損金算入について

賞与引当金は、潜在的には各月に発生する未払い費用としての性格を有していることから、その繰入について損金算入を認めること。

c. 東日本大震災や熊本震災のように、自然災害から生じる被害は経済活動に大きな影響を及ぼす。そのため、自然災害に備えた無税の引当金の創設を要望する。

なお、負債性引当金については、将来のある時期に損金経理されるものであるので、発生した事業年度で損金算入すべきである。

(3) 資本的支出と修繕費の形式区分について、次を要望する。

a. 資本的支出と修繕費の形式区分基準上の修繕費の認容範囲を個々の資産の取得価格 50%相当額に引上げるとともに、当該金額限度額を 300 万円に引上げ、損金処理を認めること。

b. 工場等の合理化のために、機械・設備の移設や集約等が必要となる場合がある。現状ではその移設費は資本的支出とされているが、修繕費扱いとし損金算入とすることを要望する。

(4) 事業年度を跨がった場合の災害復旧費用の処理について

災害により被害を受けた法人の災害復旧費用で、事業年度を跨がった場合は、「災害損失特別勘定」で見積り、費用計上ができるようにすること。

(5) 減価償却関連事項として次を要望する。

a. 法律・条例等により設備の新設もしくは改造した減価償却資産等については、特別償却を認めること。

b. 電算機のソフトウェアは無形減価償却資産として 5 年償却となっているが、日進月歩のソフトウェアの性格から取得時の一括損金算入を認めること。認められるまでの間、電算機のソフトウェアの更新費用は 50 万円以下のものについて

は、一時の損金として認めること。

(6) 貸倒損失の損金処理できる特例について

平成23年度税制改正では、貸倒引当金の計上は中小企業、銀行、保険会社に限定されたが、設定根拠が合理的であれば、すべての業種に認めるべきである。

また、債務者に対する売掛債権について、その債権が明らかに回収不能である場合は、事務処理の煩雑化を避けるため、取引停止後1年以上という期間を6ヶ月以上に短縮すること。

(7) 研究開発支援税制の本則化について

ものづくり日本にとって、国際競争力を維持・強化していく上において、研究開発投資は極めて重要なものである。研究開発支援税制は、わが国が国際競争力を保持していく上で有効な税制であり拡充すべきである。また、時限措置でなく本則化すべきである。

(8) 電話加入権は非減価償却資産となっているが、加入権料が大幅に引下げられ、売買も不可能となっている。加入権料支払時に一括損金とするとともに、既に購入済の加入権は一括償却を認めること。

(9) 外国子会社配当金益金不算入制度の対象となる外国子会社は出資比率25%以上となっている。現地資本及び国内複数会社での合弁出資等の例を考慮した場合、出資比率は20%以上に引下げるべきと考える。

(10) リサイクル料の損金算入を認めること。

(11) 相当の地代の認定基準を市場の実態に合わせ年6%から2%に引下げるここと。

(12) 会社立て直しのために債権放棄した場合、「債務免除益」として課税関係が生ずるケースがあるが、債務超過した部分に相当する金額については益金不算入とすること。

(13) 不況時における資金繰り等を考慮し、法人税の延納制度を復活させること。

(14) 法人税及び消費税の申告期限、納付期限は、会社法に合わせ事業年度終了後3

ヶ月以内と改めること。

(15) 法人住民税の均等割り負担分を損金算入できるようにすること。

(16) 災害見舞金への課税免除について

激甚災害法の指定を受けた地域内にある取引先に対する災害見舞金等は損金算入を認めるべきである。

(17) 事業税について、当期の損金として引当金計上した場合、後年度に影響を与えないように、課税年度の経費とし、引当計上した期の損金として認めること。

2. 所得税

(1) 諸控除の取扱いについて、引き続き次を要望する

a. 基礎控除は、憲法25条第1項に基づき最低限度の生活に必要な費用として課税対象としていないものである。現行の基礎控除額38万円は低すぎる。

生活保護給付等と比較し60万円に増額すべきである。

b. 年少者扶養控除が廃止されたが、少子化対策として、第2子以降の年少者扶養控除を再設定すること。

c. 医療費の患者負担割合の引上げによる負担軽減のため、医療費控除計算時の切捨て額を5万円（現行10万円）とすること。また、医療費控除の最高限度額を300万円に引上げること。

d. 基本事項でも述べたが、高齢者への課税強化・負担増が目立っている。所得制限を設けることはやむを得ないが、合計所得金額が500万円以下の高齢者に限って、従来どおり50万円の老年者控除を認めること。

e. 高齢者の受け取る生命保険（共済を含む）の満期返戻金や年金等について、非課税または軽減措置を講ずること。

f. 特別養護老人ホームは支払った額の2分の1が医療費控除の対象になるが、介護付き有料老人ホームは対象になっていない。同じように2分の1を医療費控除

の対象と認めること。

(2) 紹介所得者の申告について次を要望する。

a. 平成27年度税制改正で、「所得2,000万円超」かつ「総資産3億円以上又は有価証券等1億円以上」の場合は、財産債務調書を提出することに改正されたが、申告すべき意図・目的が判然としないので、この制度は廃止すること。もし、廃止に問題があるならば、申告の所得限度額を現行の2,000万円超から4,000万円超に引上げること。

b. 主たる紹介以外の所得限度額を現行の20万円から110万円に引上げること。

(3) 社会保険診療報酬の特例措置は、平成25年度税制改正でも更なる特定者に対する優遇措置（現行5,000万円が7,000万円に）がなされたが、産科・小児科及び過疎地域の医師を除き概算経費率による計算は廃止すべきである。

(4) 確定申告する配当所得の「少額配当」の定義を改め、1銘柄につき年10万円以下を20万円以下に、6カ月決算の時の5万円以下を10万円以下に、それぞれ引上げること。

(5) 源泉所得税に関する事項として次を要望する。

源泉所得税の納付期限のうち、12月分については、平成24年度改正により特例法人については1月20日迄となつたが、全ての法人について1月末日迄と改定すること。

(6) 不動産の譲渡所得について次の事項を要望する。

a. 長期・短期にかかわらず譲渡所得に該当する土地・建物等を譲渡した場合の概算取得費割合を現行の5%から20%に引上げること。

b. 譲渡所得の特別控除を大巾に引上げ、特に居住用資産を譲渡した時の特別控除額を現行の3,000万円を6,000万円に引上げること。

c. 資産が土地収用法等により収用された場合の特別控除額を現行の5,000万円から1億円に引上げること。

d. 青色申告における欠損金の繰越控除の期間については、現行の3年から5年に

延長すること。

- e. 相続財産を譲渡した場合の取得費の特例（譲渡所得に対する相続税額の加算）の適用要件は、相続税申告書の提出期限から3年以内に譲渡した場合となつてゐるが、これを5年以内に延長すること。
- f. 離婚に伴う不動産の財産分与及び、慰謝料に充てた不動産の売却代金については、譲渡益課税（みなしを含む）を行わないこと。

(7) 退職所得控除額について、勤続年数20年以下の年40万円を60万円に、勤続年数20年超の年70万円を80万円にそれぞれ引上げるとともに、標準年数者（30年）の控除額1,500万円を2,000万円に引上げること。

(8) 法人及び従業員にかかる事項として次を要望する。

- a. 法人が役員や従業員のために掛ける保険料等の非課税限度額を300円から1,000円に引上げること。
- b. 役員や従業員に支給する昼食代負担額の非課税限度額を現行3,500円から7,000円に引上げること。
- c. 従業員に対する無利息、または低利貸付利子の非課税基準利息額を現行5,000円から1万円に引上げること。
- d. 深夜勤務に対する金銭支給の非課税基準を1,000円に引上げること。

3. 相続税・贈与税

- (1) 婚姻期間20年以上の配偶者の財産の相続については、全額非課税とすること。
ただし、経過措置として全額非課税となる迄の間は、相続税について配偶者の法定相続分相当額と2億円のどちらか多い金額を控除できることとすること。
また、夫婦間の相続について、不動産取得税は非課税とすること。
- (2) 居住用財産を相続した者が引き続き自己の居住用に供する場合は、その居住用財

産の評価額を限度として 1 億円の特別控除を行うこと。

(3) 相続財産確定のために支出した費用（遺言執行費用、弁護士、税理士費用等）を相続財産から控除できるようにすること。

(4) 相続税基礎控除額については、平成 27 年 1 月より $5,000\text{万円} + 1,000\text{万円} \times \text{法定相続人の数}$ から $3,000\text{万円} + 600\text{万円} \times \text{法定相続人の数}$ に引き下げられたが、むしろ引上げるべきである。相続税基礎控除額を現行の 3,000 万円から 1 億円に、法定相続人 1 人につき 600 万円を 2,000 万円に引上げること。

(5) 法定相続人が未成年者または障害者の場合の税額控除について、現行の税額控除額の年 10 万円を、60 万円に引上げること。また、特別障害者については年 20 万円を 100 万円に引上げること。

(6) 法定相続人が取得した被相続人の生命保険金及び死亡退職金については、非課税とすること。廃止する迄は、少なくとも、それぞれの非課税限度額を、現行の 500 万円から 3,000 万円に引上げること。

(7) 非上場株式の評価に関する事項として次を要望する。

a. 非上場株式の株主区分における同族株主等の判定を行う場合の基準について、

現行の 5 % 保有を 10 % 保有まで拡大すること。

b. 非上場株式の株主区分における同族株主等の判定を行う場合の基準について、配偶者・直系血族・兄弟姉妹・1 親等の姻族等の中心的な同族株主の持ち株割合 25 % 以上の判定基準を 50 % まで引き上げること。

c. 非上場株式の評価は、配当還元方式とすること。

d. 事業承継に際し相続税を延納する場合は、自社株式を担保とすることを認めること。また、その際には条件を設けないこと。

(8) 準確定申告及び納税期限を 4 ヶ月から 6 ヶ月へ延長すること。また、相続税の申告及び納付の期限を相続開始の日より 1 年（現行 10 か月）以内に改めること。

(9)贈与税について、婚姻期間20年以上の夫婦間における居住用不動産等の贈与の配偶者控除額を現行の2,000万円から4,000万円に引上げること。

また、4,000万円に達するまでは重ねて贈与できることとし、適用回数の制限は設けないこと。また、夫婦間の贈与について、不動産取得税は非課税とすること。

(10)直系尊属からの生前贈与や高齢者から若年層への資産移譲を促進するため、最高税率5.5%は従前の5.0%に戻すこと。

(11)贈与税の基礎控除を110万円から200万円に引上げること。

(12)相続後の一定期間内に被相続人の保証債務履行があり、その求償権の行使が不能の場合、更生の請求ができるようにすること。

(13)平成26年度の税制改正で、「相続財産に係る譲渡所得の課税の特例（土地譲渡に係る相続税額の取得費加算）」の見直しが行われることとなったが、これを従前に戻すこと。

(14)土地・建物等を、相続や遺贈あるいは贈与により取得したのちに譲渡した場合は、譲渡した財産に対応する相続税あるいは贈与税額を取得費に加算できるようにすることを要望する。

4. 地方税

(1)法人・個人住民税について次を要望する。

a. 住民税は国税の付加税として一本化すること。

b. 法人住民税の均等割の資本金区分を細分化し、中小企業について軽減を図ること。

c. 個人住民税の各種控除額を所得税と同一とするとともに、課税最低限度額を所得税の課税標準と一致させること。特に、個人住民税の課税を所得税と同様、現年度課税とすること。

- (2) 超過課税、事業所税課税、農地の宅地なみ課税を三大都市圏に限定すること。
- (3) 県民税の利子割は納付内容が煩雑なため、国税に吸収し一本化すること。
- (4) 自動車重量税を廃止すること。
- (5) 現在の土地の評価は、公示価格を基準に算定され、調整措置のうえ課税されているが、実態に即していない。公示価格、路線価、固定資産税評価額を一元化すること。
- (6) 減価償却資産の取得額において、法人税で認められている圧縮記帳をした場合は、不動産取得税においても法人税と同様な取扱いとするか、または、廃止すること。
また、法人の減価償却資産の申告にあたっては、毎年1月1日直前の事業年度末における帳簿価格によることと改定すること。また、提出期限は2月末日迄とすること。
- (7) 公益・一般社団化された法人会が直接かつ本来の事業の用に供する不動産の固定資産税及び不動産取得税は商工会議所や商工会の例に準じて非課税とすること。
- (8) 地方税（住民税、事業税）については、欠損金繰戻し還付制度を設けること。
また、併せて延納制度も設けること。
- (9) 2つ以上の地方自治体に事務所または事業所を有する法人の事業税及び住民税の申告・納付並びに特別徴収となる従業員個人の住民税については、当該法人の本店所在地において一括して納付できるようにすること。
また、申告用紙が地方自治体ごとに異なるので、全国共通とすること。
- (10) 課税台帳の縦覧にあたっては、近隣地または他の同種建築物件等と課税価格の比較が容易にできるようにすること。
また、常時、縦覧できるようにすること。
- (11) 固定資産税の免税点を基礎控除方式に改め、物価変動を考慮して土地100万円、家屋50万円、償却資産300万円とすること。
- (12) ゴルフ場利用税を廃止すること。

5. 消費税

- (1) 消費税の確定申告書の申告期限及び納付期限の延長を法人税と同様、事業年度終了後3ヶ月以内とすること。
- (2) ガソリン、軽油や酒類等には、それぞれ揮発油税や酒税等が課税され、また、購入時には消費税が課税されている二重課税は廃止すべきである。

6. 印紙税

印紙税については、基本事項でも述べた通り、基本的には廃止すべきと考えるが、廃止までの間、次を要望する。

- (1) 印紙税は文書内容により税額が異なっており、課税文書かどうかの可否判断が非常に難しい。
簡素化し、分かり易くすること。また、納税額を定額とすること。
- (2) 売上代金受取書の印紙税の非課税限度額を、現行の5万円未満から10万円未満に引上げること。また、配当金領収書または配当金振込通知書の非課税限度額を5万円未満に引上げること。
- (3) 約束手形及び為替手形の印紙税の非課税限度額を、現行の額面金額10万円未満から30万円未満に引上げること。
- (4) 消費貸借にかかる契約書は金額に関係なく、また7号文書（継続的取引となる契約書）を含めて一律200円にすること。
- (5) 法人の役員再選・重任の登記の際の登録免許税を廃止すること。

以上